第三章に次の一条を加える。

（組織再編成金融機関等の合併等の認可等に関する技術的読替え）

第二十四条の二　法第二十四条第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第三項	準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「当該経営強化計画を連名で提出した金融機関等（以下この条において「当該金融機関等」という。）」と、「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする	準用する
第二十二条第四項	おいて、第六条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二条第三項において同じ。）又はその子会社等」と、「第十二条第一項又は第三項の規定により提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と	おいて
	「計画提出金融機関等（	「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第五項	第六条第五項又は第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画	当該変更後の経営強化計画
	第六条第二項又は第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画	当該変更後の経営強化計画

2　法第二十四条第十二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第三項	準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「当該経営強化計画を連名で提出した金融機関等（以下この条において「当該金融機関等」という。）」と、「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」とあるのは「当該計画提出金融機関等の子会社等」と読み替えるものとする	準用する
第二十二条第四項	おいて、第六条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二条第三項において同じ。）又はその子会社等」と、「第十二条第一項又は第三項の規定により提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」とあるのは「当該計画提出金融機関等の子会社等」と	おいて
	「計画提出金融機関等（	「承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社（

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第五項	第六条第五項又は第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画	当該変更後の経営強化計画
	第六条第二項又は第二十四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画	当該変更後の経営強化計画